

# 介護保険課からのお知らせ

☎ 介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

## 介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していたり、ただことになっていますが、市町村民税非課税世帯の方等については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

### ■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること
- (2) 本人および配偶者の預貯金等が基準額以下であること

### 【預貯金等の基準額】

- 年金収入等（非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含む公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の年額が
- (1) 80万円以下の場合、単身650万円、夫婦1650万円
  - (2) 80万円超120万円以下の場合、単身550万円、夫婦1550万円
  - (3) 120万円超の場合、単身500万円、夫婦1500万円

- (4) 2号被保険者の場合、単身1000万円、夫婦2000万円

### ■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場面に、利用者負担額が軽減される制度です。

### ■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

- (3) 日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

- (5) 介護保険料を滞納していないこと

### ■対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護

### ■負担軽減の割合

- ・利用者負担額（1割自己負担、食費・居住費または滞在費の100分の25）
- ・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

### ■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。介護保険課または、各総合支所・出張所で申請してください。

## スマートフォン教室

「スマートフォンを持っていない」「スマートフォンの使い方に不安がある」という方のためのスマホ入門者の向けの講座を開催します。「入門編」と「安全な使い方」の2つの講座の受講となります。

日にち	場所	内容	時間	定員
8月25日(金)	久賀総合センター	スマホの使い方（入門編）	14:00～15:00	7人
8月30日(水)		スマホの安全な使い方	14:00～15:00	

■参加費 無料（※先着順）

■申込方法 電話にて社会教育課（☎0820-78-2205）にお申込みください。氏名・年齢・住所・電話番号・スマホ利用歴をお聞きします）

問い合わせ 政策企画課 DX 推進班 ☎0820-74-1007